

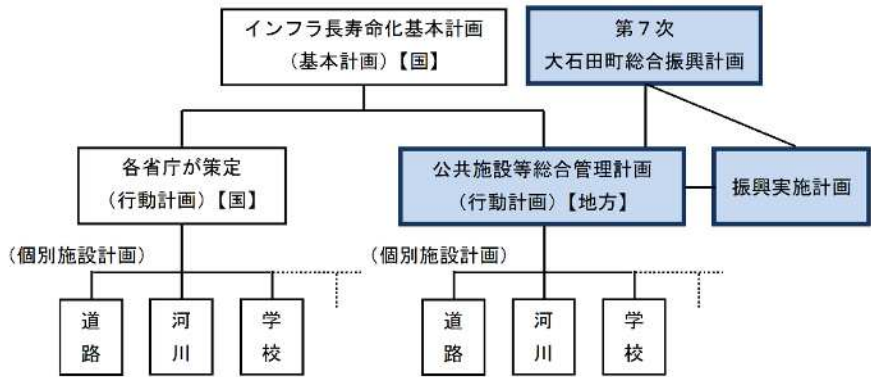
計画策定の背景と目的

国において平成25年11月29日に、全てのインフラを対象として維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取り組みの方向性を示す計画として「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

本町においても、国の基本計画に基づき、町が所有する全ての公共施設等について、老朽化の状況や利用状況などを把握し、町の財政状況や人口の動向などを踏まえたうえで、維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行っていくための中長期的な方針として「大石田町公共施設等総合管理計画」を策定します。

本計画の位置付け

国が平成25年11月29日に策定した「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、総務省が要請している公共施設等総合管理計画とします。そして、「第7次大石田町総合振興計画」（令和3年度～令和12年度）を基本とし、毎年度見直しを行っている振興実施計画（5ヶ年計画）と整合性を図りながら、対象とする公共施設等における基本的な取り組みの方向性を示すものとします。

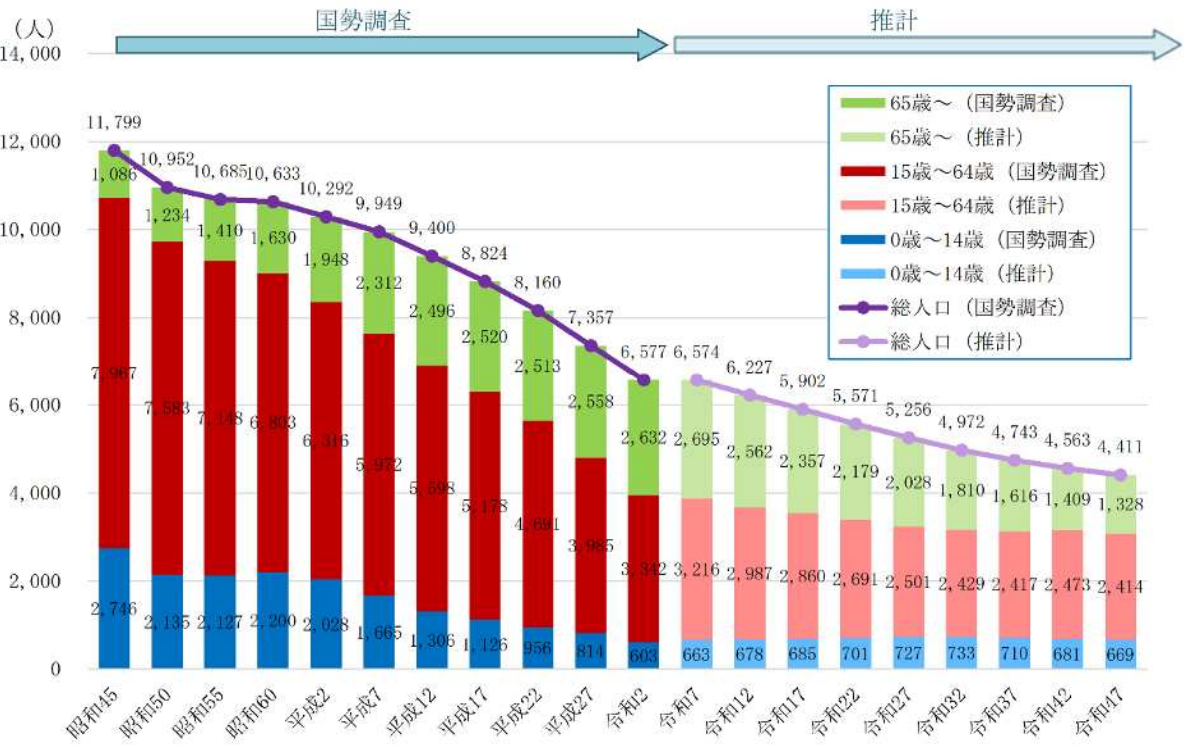


計画の期間

計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和16年度(2034年度)までの10年間とします。なお、期間内であっても必要に応じて随時計画の内容や対象施設等について見直し、継続した取り組みとしていきます。

人口の推移

「大石田町人口ビジョン」によると、目標とする最も楽観的な推計条件でも令和47年(2065年)には総人口が4,411人まで減少すると推計されています。これまで増加し続けてきた高齢人口についても、今後は減少していくことが予測されています。

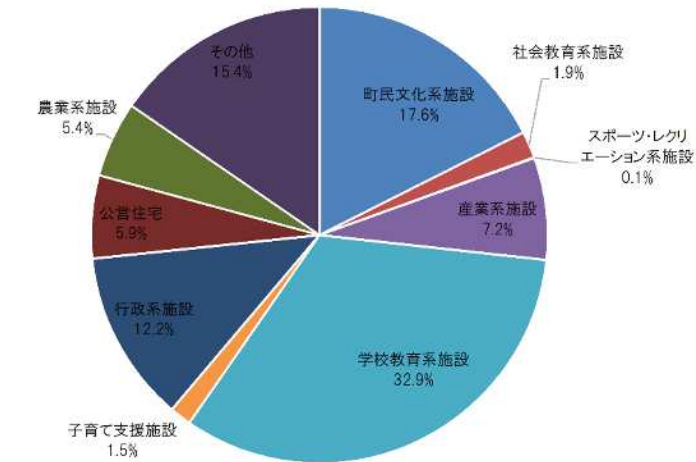


公共施設の現状と課題

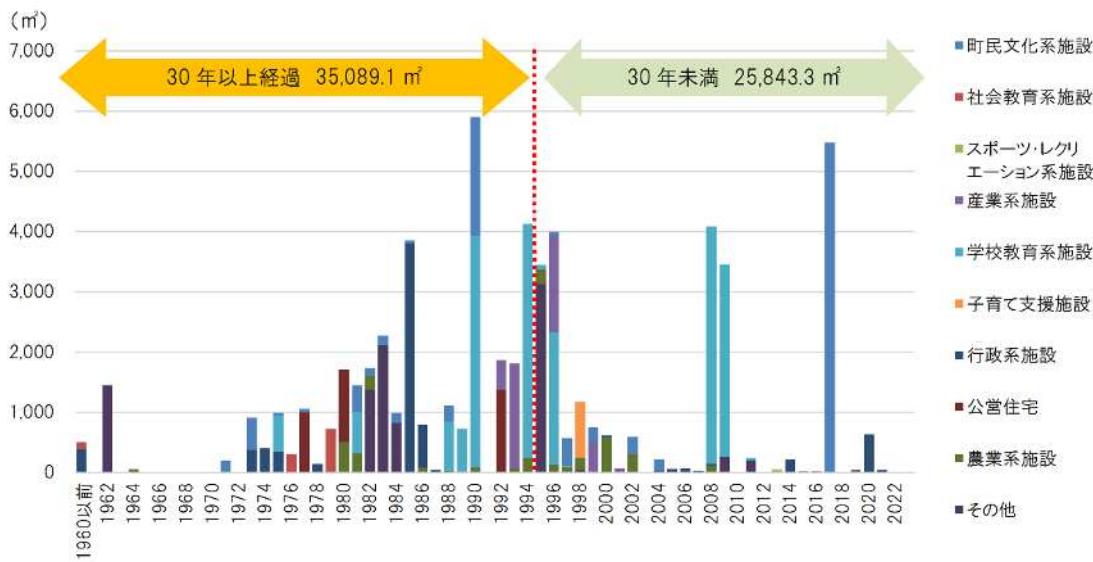
公共建築物

本管理計画が対象とする施設の延床面積は、令和6年3月31日時点で60,932.4㎡です。町民一人当たりでは9.9㎡となっています。

用途別で見ると、学校教育系施設(20,049.9㎡、32.9%)が最も多く、次に町民文化系施設(10,703.8㎡、17.6%)となっており、この2つの用途で全体の半分以上を占めています。



建築年別に見ると、令和6年(2024年)で建築から30年を経過している施設(平成6年(1994年)以前に建築した施設)は、35,089.1㎡で、全体の57.6%となっています。

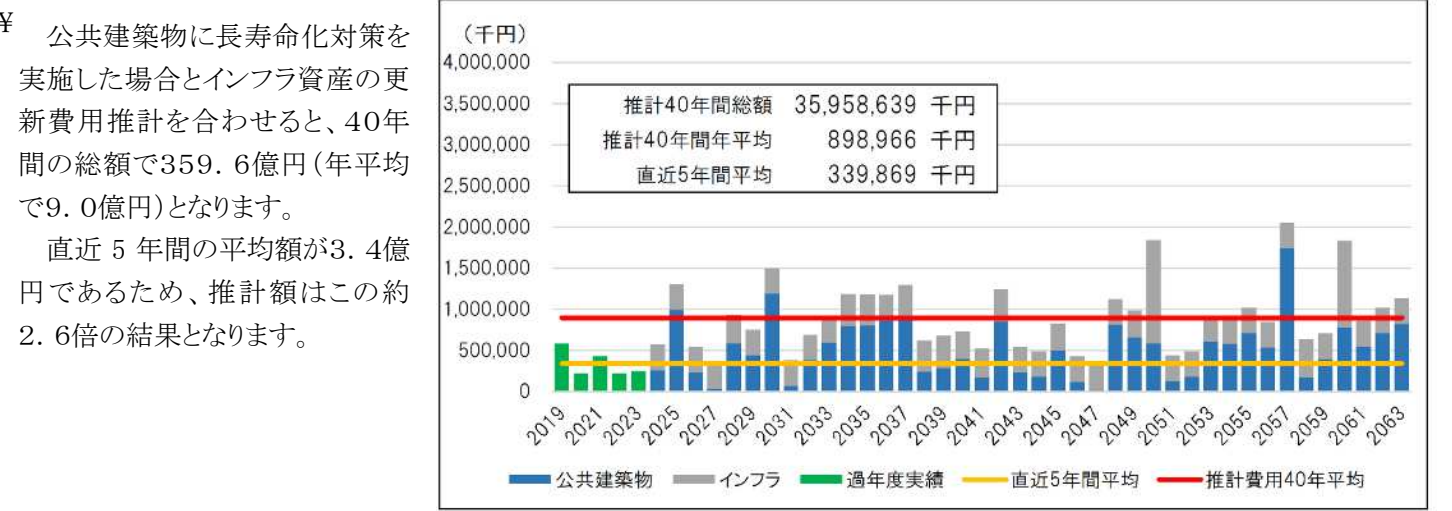


インフラ資産

種別	主な施設	施設数等	流雪溝設備等	流雪溝延長
道路	町管理道路延長	121.1km	簡易水道	16.4km
	町管理橋りょう	31橋		送水管延長 2.5km
	道路照明	53基		消雪設備 4.9km
	防犯灯	91基	農業施設	施設数 1箇所
河川	町管理河川(準用河川)	10河川 17.3km		管路延長(導水管) 0.17km
	町管理の水門	2基		管路延長(送水管) 5.7km
防災放送システム	センター設備	役場庁舎内一式	農業施設	浄水場 1箇所
	防災放送設備(スピーカー等)	100基		排水池 2箇所
	防災放送設備(スピーカー用電柱等)	49基		農道延長 8.1km
	光ファイバー線路設備(防災放送用)	407.6km		林道延長 10.4km
				農業集落排水処理施設 6箇所
				管路延長 15.1km

■ 将来費用推計

■ 公共建築物に長寿命化対策を実施した場合の推計



■ 人口1人当たり負担額の推移

公共建築物に長寿命化対策を実施した場合とインフラ資産の更新費用推計の合計値を、令和2年(2020年)の実績と比較すると、人口1人当たりの負担額は、令和27年(2045年)の推計では約3.3倍、生産年齢人口では約3.5倍となる結果となっています。	実績	予測					
		令和2	令和7	令和12	令和17	令和22	令和27
	更新費用の年平均(億円)	3.4	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
	総人口(人)	6,577	6,574	6,227	5,902	5,571	5,256
	人口1人あたり負担額(円/人)	51,675	136,745	144,365	152,315	161,365	171,036
	生産年齢人口(人)	3,342	3,216	2,987	2,860	2,691	2,501
	生産年齢1人あたり負担額(円/人)	101,696	279,529	300,959	314,324	334,064	359,443

■ 現状や課題に対する基本認識

- ① 財政負担の軽減・平準化(将来の更新費用)
- 将来の更新費用を試算した結果より、公共施設等の維持管理に要する費用が町全体の財政を圧迫することが予想されます。
- また、今後人口1人あたりの負担額は、ますます増加していくため、町民の利用需要を満たしながら将来的な財政負担を減少、分散させる計画的な維持管理方法を検討する必要があります。
- ② 施設の老朽化
- 令和6年(2024年)時点で建築から30年を経過している公共建築物(平成6年(1994年)以前に建築した施設)は、35,089.1㎡で、全体の57.7%となっています。また、橋りょうについては、町で管理する31橋のうち、26橋が建設後30年を経過しており、インフラ資産についても老朽化が進んでいます。
- 老朽化が進むことで、各種設備の故障等修繕が多くなり、安全面からも注意が必要となるため、施設及び設備の定期的な点検による状況把握、改修や更新など適切な対応が求められます。

- ③ 財政負担の軽減・平準化(将来の更新費用)
- 近年、豪雨による河川氾濫や土砂くずれ、大雪などの自然災害が激甚化しており、家屋や農地、インフラへの被害が大きくなっています。災害時でも公共サービスやインフラを維持できるか、避難所として役割を果たせるか等、災害リスクを考慮して整備内容を検討していく必要があります。
- ④ 人口動向・住民ニーズの変化
- 少子高齢化により人口減少による施設利用者の減少と同時に、人口構成の変化により、町民ニーズが変化していくことが予測されます。町が保有する施設は過剰となっていないか施設総量の見直しと、住民ニーズの多様化に対応するため、公共施設の多目的利用(複合化)、バリアフリー化を推進していく必要があります。

■ 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

- (1) 点検・診断等の実施方針
- 各種法令により定期点検が義務付けられているものについては法令に基づき、義務付けされている公共建築物以外についても、継続して活用することが確実に見込まれている施設等については、予防保全による維持管理の観点から施設等の現状や経年劣化の状況などの点検・診断を行います。
- (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- 点検等の結果を受けて計画的な修繕等を行う予防保全型の維持管理を実施することで、施設等の長寿命化を図り長期的な維持管理費を縮減・平準化していきます。
- (3) 安全確保の実施方針
- 点検・診断の結果により、劣化等による事故の危険性が高い箇所については、速やかに対処します。
- (4) 耐震化の実施方針
- 耐震基準を満たしていない公共建築物については、他計画と整合性を図り、今後とも必要とする施設等については耐震診断・耐震化を図るよう適正な管理に努めます。
- (5) 長寿命化の実施方針
- 将来にわたって利用する見込みのある公共施設等については、予防保全型の維持管理を実施することにより、施設の長寿命化を図りその安全性や機能性を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。
- (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針
- 今後も維持していく公共施設等の修繕・更新時には、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を図ります。
- (7) 脱炭素化の推進方針
- 施設の新設や改修、更新をする際には、温室効果ガスの排出抑制を図るため、消費エネルギー削減に取り組みます。

- (8) 統合や廃止の推進方針
- 施設総量が本町の規模にあうものとなるよう適正化を図るため、議会や町民と十分に協議を行い、調整を図りながら、施設の統合や廃止などを検討します。
- (9) 数値目標
- 計画期間の10年間で、公共施設の延床面積を10%削減することを目指します。
- (10) 地方公会計(固定資産台帳等)の活用
- 毎年度作成・更新している財務書類、固定資産台帳を、公共施設マネジメントに活用していきます。
- (11) 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針
- 積極的に売却・貸付などを進め、利活用の見込めないものについては、安全性の確保や周辺景観を考慮し、施設を解体してその後の経費削減を図ります。
- (12) 広域連携
- 本町が構成団体となっている一部事務組合の公共施設等や財政状況等について、情報を共有し構成団体との連携を検討します。
- (13) 本町の各種計画及び国管理施設との連携
- 本計画の実効性を確保するため、各施設の個別施設計画と連携を図ります。また、国の制度改正や社会情勢の変化等を踏まえながら、町の他計画の策定状況に応じた見直しを随時行っていきます。
- (14) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
- 各施設等の所管課をはじめ企画担当課や財政担当課まで庁内を横断して情報を共有し、計画的に公共施設等の管理を行う体制を構築します。また、公共施設等における現状や問題の共有化を図るため、町民や議会に向けて情報の提供を推進します。

■ フォローアップの実施方針

■ その他に関する事項

(1) 行政サービスの水準

限られた財源・人材資源の中で、ニーズに合致した行政サービスを提供していくために、デジタル技術を取り入れることでの効率化、高度化の検討をすすめます。

利用率・稼働状況の向上に努めるとともに、利用頻度・利用世代による公平性を保てるような適切な受益者負担となるように、施設使用料の見直しを検討します。

(2) PPP/PFI についての考え方

町が新たに公共施設等を整備するばかりでなく、民間活力なども積極的に活用しながらまちづくりに取り組める方法を検討します。